

## 家庭教師の契約 交代可能か、教材にも注意

お子さんの中間テスト、期末テスト、入学試験など、その対策に家庭教師を考える方も多いと思います。家庭教師サービスをめぐり、実際に起きたトラブル事情から契約の際の注意ポイントをまとめました。

▼スーパーに置かれた家庭教師サービスのチラシを見て、無料体験を申し込んだ。体験で訪問してきた教師の指導は非常に分かりやすく、子どもも気に入り、その場で契約をした。ところが、実際に派遣された家庭教師は体験のときとは違う教師で、交代を申し出ても代替りの教師が決まらない。(40代 女性)

▼訪問販売で、小学6年生の息子の家庭教師と教材購入の契約をした。家庭教師は月謝制、教材は中学3年生までの5教科分をクレジット払いで契約した。子どもが中学生になり、友達と一緒に塾に行きたいと言いだしたため、家庭教師契約を解除した。使用していない教材の返品を申し出たが、解約料が高額で納得できない。(40代 女性)

トラブルにあわないためのポイントは次の通り。

### 【契約書面をよく読むこと】

業者が提供するサービスの内容は、契約書をよく確認した上で最終判断しましょう。

### 【関連教材の取り扱いに注意】

契約時「指導に必要」として教材購入が条件とされることも多くあります。中途解約時の教材の返品の扱いなどについてもよく説明を受け、不明な点は確認しておく事が重要です。

### 【契約後の家庭教師と子どもとの相性も重要】

契約後、教師の交代は可能なのか、また、無断欠勤や遅刻が生じた際の対応などを契約前に確認し、その内容を契約書面の備考欄に記載することを要請してみるのもよいでしょう。

家庭教師の契約は「特定継続的役務提供取引」として扱われるものが多く、それらは契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。また、クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも中途解約ができます。同時に購入した教材についても、「関連商品」としてみなされれば、未使用分については解約できます。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン 188(いやや)

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

※ 0570-064-370も引き続きお使いいただけます。